

愛知県は、愛知県国際展示場について平成 29 年 4 月 26 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づく公共施設運営等事業に関する実施方針を公表しました。

今般、P F I 法第 7 条の規定に基づき、特定事業を選定したので、P F I 法第 1 1 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成 29 年 7 月 7 日  
愛知県知事 大村 秀章



# 愛知県国際展示場コンセッション

## 特定事業の選定について

平成 29 年 7 月

愛知県

## 目次

I. 特定事業の選定に係る評価の趣旨 .....	1
II. 選定の基準及び評価の方法 .....	1
1. 選定の基準 .....	1
2. 評価の方法 .....	1
III. 評価内容 .....	1
1. 「産業首都」愛知における産業振興の拠点としての競争力の高い施設運営の実現....	2
2. 効率的かつ効果的な施設の維持管理運営 .....	2
3. リスク分担の明確化による安定した事業運営 .....	2
IV 結論 .....	2

## I. 特定事業の選定に係る評価の趣旨

- ・ 愛知県（以下、「県」という。）は、平成 29 年 4 月 26 日に公表した「愛知県国際展示場コンセッション実施方針」において定めた「愛知県国際展示場コンセッション」（以下、「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）第 7 条に基づき特定事業（以下、「特定事業」という。）として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。
- ・ なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、県が平成 29 年 4 月 26 日に公表した、「愛知県国際展示場コンセッション 実施方針」の定めに従う。

## II. 選定の基準及び評価の方法

### 1. 選定の基準

- ・ 本事業を特定事業として実施することにより、県が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

### 2. 評価の方法

- ・ 新規整備施設であるため、維持管理運営に関する過去の運営実績や履歴がないこと、また、我が国において、本事業のような大規模な展示施設の運営を国や本県を含む地方公共団体が自ら実施している例はなく、PSC（※）の収支算定に必要なデータを揃えることができないこと、などから、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこととする。

※パブリック・セクター・コンパレーター

(Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。(出典：内閣府ホームページ)

## III. 評価内容

- ・ 本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

1. 「産業首都」愛知における産業振興の拠点としての競争力の高い施設運営の実現
  - ・ 2019年秋の開業を目指す愛知県国際展示場（以下「本施設」という。）は、「産業首都」愛知の産業振興の拠点として、モノづくりを中心とした愛知の産業のグローバルな発信拠点として機能するとともに、「空港隣接」の立地等を活かし国際的な交流の拠点として機能するなど、これまでにない新たな展示場の管理運営の展開を目指している。
  - ・ そのためには、展示場の施設維持管理にとどまらず、愛知県にふさわしい展示会・見本市等の誘致・企画・開催等の取り組みを積極的に推進し、愛知県発の情報発信力の高い催事の開催と展示会産業の振興を図るとともに、国際的な交流の拠点としてにぎわい・交流の創出を図る必要がある。
  - ・ 本事業を特定事業として実施し、官民の連携を図りながら、民間事業者の営業・誘致や催事企画・開催に係るノウハウ・実績、営業ネットワーク等を最大限に活用することによって、競争力の高い施設運営体制の構築を図ることが可能となる。
  
2. 効率的かつ効果的な施設の維持管理運営
  - ・ 本事業を特定事業として実施する場合、愛知県国際展示場条例（平成28年条例第58号）に基づき利用料金を定めることができることや、利用者のニーズに応じた更新投資等を柔軟に行うことができるなど、民間事業者は高い自由度を持って施設の維持管理運営を行うことができる。
  - ・ また、民間事業者のネットワークやノウハウ等を活かした多様な催事の誘致・営業や、ローコストオペレーションの徹底、附帯事業等の実施等による収益確保等が期待される。
  - ・ これらにより、民間事業者の持つ施設の維持管理運営に関するノウハウが最大限活用でき、効率的かつ効果的な施設の維持管理運営が期待される。
  
3. リスク分担の明確化による安定した事業運営
  - ・ 本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、県と民間事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

#### IV 結論

- ・ 本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。
- ・ 以上により、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。